

秋田市医師会立秋田看護学校における障害等のある学生等の支援に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本校において、障害者基本法（昭和45年法律第84号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）その他関係法令の規定に基づき、合理的配慮の観点から障害等のある学生等に対する支援に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 合理的配慮 障害等のある学生等が教育を受ける権利を十分に行使できるよう、必要に応じて教育を提供する立場として過度の負担にならない範囲において、従前の状況を合理的かつ適切に変更又は調整を行って、障害等のある学生等の教育を受ける権利に配慮することをいう。
- (2) 障害等 障害者基本法第2条第1号に定める身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害若しくは著しい低下が認められ、継続的に日常生活又は社会生活上の制約を受けている状態をいう。
- (3) 障害等のある学生等 本校に在籍する障害等のある学生及び本校を受験する者をいう。

(基本理念)

第3条 本校においては、全ての学生等が、障害等の有無によって差別されることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに学び合う教育環境を整備し、障害等のある学生等への支援を行うものとする。

(支援の対象及び範囲)

第4条 支援対象の学生等は、障害等が認められ、本人が支援を受けることを希望し、その必要性を容認された者とする。

2 修学に関する事項（授業、試験、実習、学校行事への参加等をい

う。)を中心に、障害等のある学生等の個別の要望に基づき支援範囲を検討するものとする。

- 3 本校への入学を希望する障害等が認められる受験生には、入学試験に関する事項において、個別の要望に基づき支援範囲を検討するものとする。

(支援内容の検討)

第5条 障害等のある学生等から支援を求める意思表示があった場合は、当該障害等のある学生等の主体性を尊重しながら、授業科目の特性、個別の要望等その他諸般の事情を考慮して支援内容を検討するものとする。

- 2 障害のある学生等に対して行う支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 修学又は受験に関する情報の提供若しくは相談を行うこと。
- (2) 授業科目及び施設設備等に対する障害等のある学生等の特性に基づく要望を把握し、及び支援の内容を検証すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学校長が必要と認める事項

(誠実な協議)

第6条 前条第2項に規定する支援の内容については、障害等のある学生等及びその保護者と本校関係者との間において誠実な協議を行うことにより決定し、双方連携を図りながら実現するよう努めなければならない。

(障害等のある学生等が行う事項)

第7条 障害等のある学生等は、授業科目又は施設設備に対し一定の要望等を行おうとするときは、第9条第3号に定める申請書及び必要書類を提出するものとする。

- 2 障害等のある学生等は、本校の教育方針及び自身の障害特性を理解し、支援を活用し、主体的に学ぶことに努めなければならない。

- 3 必要に応じて、障害等の特性及び個別の要望に関する根拠を示す情報や資料を提供するものとする。

- 4 具体的な合理的配慮の内容については、教職員等との建設的な対話を重ね、情報共有と合意形成により決定するものとする。

(合理的配慮の範囲及び内容の決定等)

第8条 本校が行う合理的配慮は、教育理念、教育目的及び教育目標(以

下「教育理念等という。」) の内容及び機能に照らし、必要とされる範囲で実施するものとする。

- 2 障害等のない学生等との比較において障害等のある学生等が同等の機会の提供を受けるためのものであること、及び教育理念等の本質的な変更には及ばないことに留意しつつ、個別具体的に合理的配慮の内容を決定し、実施しなければならない。

(合理的配慮の実現の手続)

第9条 障害等のある学生等に対する支援実施の手続は、概ね次の各号に定める手順のとおりとする。

(1) 相談受付

支援を求めたい障害等のある学生等は、クラス担当教員、授業担当講師、スクールカウンセラー、事務職員等（以下「クラス担当等」という。）に相談する。

(2) 面談の実施

障害等のある学生等本人又はその保護者とクラス担当及び教務主任とが面談し、修学上の個別の要望を確認し、他の教職員等と協議した上で、合意形成を図る。

(3) 合理的配慮の申請

合意形成の結果に基づき、合理的配慮申請書（別記様式1）及び必要書類（診断書等）を提出する。

(4) 合理的配慮の決定

支援の内容は、教務会議等で協議を行ってその結果を学校運営会議に諮るか、又は持ち回りにより学校長の決裁を得て決定する。

(5) 合理的配慮の実施

前号の規定により決定した支援内容について、申請した障害等のある学生等に通知（別記様式2）をし、支援を開始する。

(6) 評価及び改善

支援の開始後、必要に応じてその内容を見直し支援の改善につなげる。

(支援体制)

第10条 前条第4号の規定により決定した内容に従い、副学校長が中心となってクラス担当教員等が連携・協力し、支援の推進に取り組むものとする。

(差別的な取扱い等の禁止)

第11条 教職員は、障害等のある学生等に対して、理由の如何にかかわらず、障害等に由来する不当な差別的取扱い又は言動を行ってはならない。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、合理的配慮の推進に当たり必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、学校長の決裁があった日から施行し、令和7年4月1日から適用する。